

**特別警報・暴風警報・地震に対する非常措置 改訂版**

平素は、本校教育にご理解・ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、本校においては、台風により京都市（※テレビやラジオにおいては、「京都南部」又は「京都・亀岡」地域と報道される場合があります）に**特別警報（大雨、暴風など6種類）**又は**暴風警報**が発表された場合及び祥栄学区に**避難指示**が発令された場合、さらに京都市において**震度5弱以上の地震**があった場合には、下記のような措置をとります。ご家庭におかれましては、テレビ・インターネット等の情報にご注意をお願いします。緊急電話がかからなくなりますので、電話でのお問い合わせはお控えください。

**京都市に「特別警報」が発令された場合**

1. 前日に「特別警報」が発令されていて、午前0時（夜中）までに解除された場合、5校時（13:40）から授業があります。〔給食は中止〕
2. 午前0時現在発令中の場合、または、午前0時から登校前までに「特別警報」が発令された場合、当日、臨時休業となります。
3. 在校中に「特別警報」が発令された場合、ただちに臨時休業となります。  
※下校の安全確認ができるまで、原則学校に留め置きます。安全確認が取れ次第、「**緊急用 安全カード（保存版）**」でお知らせいただいているとおりに対応いたします。  
ただし、不測の事態においては保護者と連絡がとれるまで学校にて留め置くことといたします。

**京都市に「暴風警報」が発令された場合**

1. 登校前に「暴風警報」が発令された場合
  - (1) 午前7時現在、暴風警報が発令されている場合には、登校を見合わせ**自宅待機**させてください。
  - (2) 暴風警報が解除された場合には、以下の措置をとります。
    - 午前7時までに解除になった場合 **平常授業**
    - 午前9時までに解除になった場合 **3校時（10:40）から始業**  
※9時45分に集団登校の集合場所に集まり、集団登校しましょう。〔給食は実施します。〕
    - 午前11時までに解除になった場合 **5校時（13:40）から始業**  
※13時に集団登校の集合場所に集まり、集団登校しましょう。〔給食は実施しません。〕
    - 午前11時現在、暴風警報が発令中の場合 **臨時休業**
2. 在校中に「暴風警報」が発令された場合  
原則的には、「**緊急用 安全カード（保存版）**」でお知らせいただいているとおりに対応いたします。  
ただし、不測の事態においては、保護者と連絡がとれるまで学校にて留め置くことといたします。

**氾濫、大雨又は土砂災害に係る警報又は危険警報が発表された場合**

気象状況により、大規模かつ長期間にわたる浸水、土砂崩れ、洪水等が予想され、全市規模で避難指示が発令されている場合やその可能性がある場合は、教育委員会の判断により臨時休業となる場合があります。その場合には、祥栄小学校の「ホームページ」のメッセージ欄や「連絡ツールアプリ『すぐーる』」で最新の情報をお知らせいたしますので、ご確認をお願いします。

## 避難指示が発令された場合

本校の校区である祥栄学区は、「桂川・鴨川・天神川の浸水想定区域」であるため、避難指示の発令対象地域です。祥栄学区に避難指示が発令された場合には、暴風警報が発表された場合に準じた措置をとります。

【参考】避難情報の名称について

「高齢者等避難」が発令されただけでは原則として休校措置は取りません。ただし、「高齢者等避難」が発令され、避難所開設により教育活動に支障が生ずる場合、休校措置を取る場合があります。

避難情報の種類	高齢者等避難【警戒レベル3】	避難指示【警戒レベル4】	緊急安全確保(※)【警戒レベル5】
発令時の状況	災害が発生する恐れのある状況、即ち災害リスクのある区域等の高齢者等が、危険な場所から避難すべき状況。	災害が発生する恐れが高い状況、即ち災害リスクのある区域等の居住者等が、危険な場所から避難すべき状況。	災害が発生又は切迫している状況、即ち居住者等が身の安全を確保するために立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況において、いまだ危険な場所にいる居住者等に対し、「立退き避難」を中心とした避難行動から、「緊急安全確保」を中心とした行動へと変容すべき状況。
市民が取るべき行動	・高齢者等は危険な場所から避難(立退き避難又は室内安全確保)する。 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難する。	・危険な場所から全員退避(立退き避難又は室内安全確保)する。	・立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 (ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。)

※「緊急安全確保」について、実際に発令される場合としては、「特別警報」が発表されるような状況で、更に大きな災害(堤防の決壊等)が発生し、市民が立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況が想定されており、実際の運用としては、「特別警報」が発表された場合(京都市に「特別警報」が発令された場合)を踏まえた対応となる可能性が高いと考えられます。

## 京都市に「震度5弱以上の地震」が発生した場合

### 1. 登校前に「震度5弱以上の地震」が発生した場合

① 「震度5弱以上の地震」が発生した時は、次の登校日を臨時休業とします。

☆深夜 0時までに発生した場合……翌日を臨時休業にします。

☆深夜 0時以降、登校までに発生した場合……当日を臨時休業にします。

☆休業日、休業前日に発生した場合……原則として休業明けの登校日を臨時休業とします。

② 臨時休業とした場合、登校の再開日は学校及び近隣の被災状況を確認のうえ、

改めて「連絡ツールアプリ『すぐーる』」・「ホームページ」等で学校から連絡します。

### 2. 在校中に「震度5弱以上の地震」が発生した場合

「児童全員引き渡し」を基本とします。

(「引き渡し」とは、年度当初にお知らせいただいている方に学校へお迎えにきてもらうことです)

※当日のお問い合わせや急な変更には対応できませんのでご了承ください。

※電話が込み合うと、緊急時の連絡が取れなくなってしまう可能性があります。電話でのお問い合わせは控えてください。

※祥栄小学校の「ホームページ」のメッセージ欄や「連絡ツールアプリ『すぐーる』」等においても非常措置の現況をお知らせしていく予定です。ただし、アクセス数がサーバー容量を超えた場合等は、繋がらなくなることもあります。どうぞご了承ください。テレビ・インターネット等の情報にご注意をお願いします。